

## 教育における男女間格差の解消——日本の経験

## Gender Equality in Education: Japanese Experience

斉藤 泰雄\*

SAITO Yasuo

## Abstract

Today, there is essentially no gender gap in the opportunity for education in Japan. Even at the upper secondary and higher education levels, no noticeable difference between male and female students is evident in the enrollment ratios. Historically, however, especially in the early stages of building a modern education system, girls were at a significant disadvantage in terms of education opportunities. Even at compulsory elementary schools, the attendance rate of girls was very low. Opportunities to access secondary education for girls were limited. Higher education for women was not even considered. The Japanese government has developed policies and made efforts to promote education for girls and young women. Thus, the conditions for women's education have gradually improved. As a result, the gender gap in elementary education had narrowed by the first decade of the 20th century. At the secondary education level, by 1925, the number of students in girls' middle schools had equalized with the number in boys' middle schools. The enrollment of female students had gradually increased in secondary vocational schools as well. However, achieving gender equality in the higher education was left until after World War II. Under the favorable conditions created by the advancement of democratization in postwar Japanese society, sexual equality and the importance of higher education for women have rapidly increased, and employment structures have also changed. In this article, we review the Japanese experience in equalizing opportunities for education from a gender equality perspective.

---

\* 国立教育政策研究所 名誉所員・フェロー

## はじめに

1990年に開始された世界的な Education for All 事業の目標達成期限とされた 2015 年がせまっている。その目標において、特に留意すべき事項として指摘されてきたことの 하나가女子教育の振興である。2000年に採択された「ダカール行動枠組み」においては、初等教育の普及、成人識字率の向上、教育における男女間格差の解消の3項目において、女子への配慮を強く求めている(斉藤、2001、316頁)。開発途上地域の中でも、ラテンアメリカのように教育における男女間格差をほぼ解消した地域もあるが、サブサハラ・アフリカ、中東諸国、南アジア地域などにおいては、今日でも、かなりの男女間格差が存続していることも否定できない事実である(菅野 他、2012)。

ふりかえてみると、教育へのアクセスという側面において、現代の日本において男女間格差は存在していない。後期中等教育、高等教育段階においても、男女間での進学機会の相違はみられない。しかしながら、歴史的にみれば、日本においても、初めて近代的な教育制度を導入した19世紀後半から第二次世界大戦にいたる時期においては、女子の就学・進学への機会は、男子と比べて不利な状況が長らく続いていた。女子の就学機会の拡大をめざしてさまざまな努力もなされてきた。その成果は、すでに戦前期において、20世紀初頭の頃までには、まず初等教育レベルで、次いで1925年頃までには中等教育レベル、とりわけ普通教育コースにおいては、男女間の進学機会格差をほぼ解消するという成果を生み出していた。高等教育レベルでの格差の解消の課題は、第二次世界大戦後の教育改革以降にもちこされた。本稿では、あらためて、わが国の教育における男女間格差の解消にいたる歴史的経緯をたどるとともに、それらに影響を与えた女子をとりまく社会・文化的環境の変化、および女子教育観の変化について概観する。

### 1. 伝統的女性像とその教育

男女の役割の区分、男尊女卑を強調する伝統的封建思想が支配的であった江戸時代、19世紀半ばまで、女性の社会的役割は限定されたものであった。農業などの家業への従事、飲食業や芸能世界など限られサービス業を除けば、女子の就労機会はほとんどなく、武士階層や上層の町人階層の間では、女子の役割は、ほとんど家庭内に限定されていた。良き嫁として、夫には主君に仕えるように仕え、舅姑には従順に仕えることを期待された。三従・七去<sup>(注)</sup>といった女性のみにも適用される特有の規範が女性の行動や態度を拘束していた。母親は自分の娘たちの教育やしつけを担ったが、当時の家父長制的大家族制度の中で、息子たちの教育に関しては、母親の発言力は制限され、その役割はむしろ父親に期待されていた。男の子に必要とされる漢学の素養や武芸、礼儀作法や立ち居振る舞いは、女子のものと異なっており、母親がこれに介入することは困難であった。また、子どもを盲目的に溺愛する傾向のある母親を、子どもの教育に介入させるべきではないとする議論さえみられたという(小山、1991、22頁)。

江戸時代の中期以降、庶民のための教育機関である寺子屋がかなりの普及をみせていた。寺子屋には男児だけでなく女児も通った。寺子屋での学習者のほぼ四人に一人は女児であったと推定されている。都市部では女師匠もかなり見られた(石川、1960、150-152頁)。寺子屋では、読み書き、算盤、庶民向けの道徳的教訓等が教えられた。このほかに女子には、裁縫、茶道、活け花等も教えられた。武士階層の男子には、この後も藩校や民間の私塾においてより高度の教育を受ける機会が

開かれていたが、女子に関しては、屋敷奉公による行儀見習いや各種の習い事などの機会を除けば、寺子屋の後に高度な教育を提供する教育機関は存在していなかった。

## 2. 近代的教育制度の発足と女子の就学状況

1868年、将軍(徳川家)による政権が崩壊し、天皇を頂点とする新しい政権が誕生する政治的革命が生じた。「明治維新」とよばれるこの変革とともに日本の近代化が開始されることになる。1871年に中央省庁として文部省が設置される。そして、翌1872年、日本で最初の体系的な教育法令として「学制」が公布される。学校制度は、欧米諸国をモデルにして小学、中学、大学の三段階から構成された。小学校は、上級と下級各4年合計8年間とされた。ここには、旧来の封建的身分、親の職業や社会的地位、さらには性別にかかわらず原則としてすべての子どもが通うことが要求された。わが国の教育史上はじめての国民皆学＝Education for Allの宣言であった。男女の別なく同一の教育機会を提供しようとする学制は、旧来の女子教育の考え方とは大きく異なるものであった。

政府は、国民に教育の功利的効果を説きながら就学を督励したが、就学はなかなか伸びなかった。当初、小学校の教育は、米国の小学校をモデルにして、教科書も西洋の教科書を翻訳あるいは模倣したものが使われた。こうした教育内容は、日常生活の必要に対応した寺子屋での教育になじんできた父母には違和感があった。家族労働に依存する小規模の農業従事者が多数を占める当時においては、子どもの就学による労働力喪失の問題も大きかった。これにかなりの額の授業料の徴収が加わった。特に女子の就学は低調で、その就学率は、1890年ころまで男子の半分の30%前後に止まっていた。

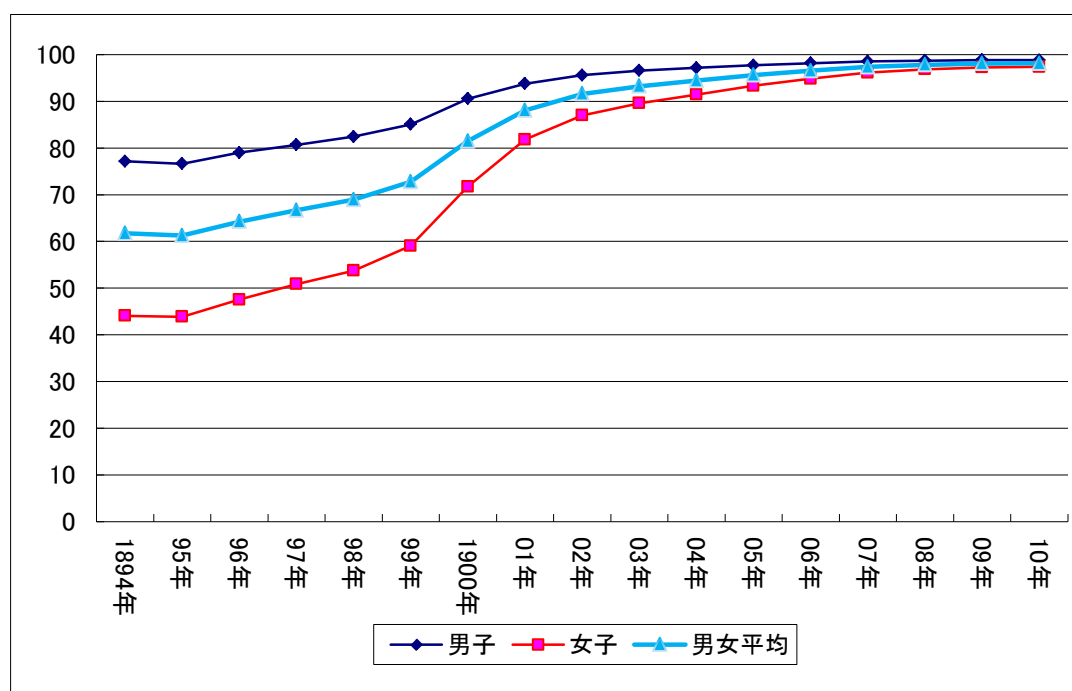
女子の就学を阻害する要因があった。授業料負担の下での就学は男子が優先されやすい。児童労働でも、炊事、洗濯、掃除、子守と母親代わりに恒常的な家事労働を担うのは女子である。女子の必修技能である裁縫、家政等を欠いた新しい学校教育は、女子の日常生活とはかけ離れたものであった。女子に教育は不要という意見や教育はむしろ女性に不幸をもたらすという旧来の女子教育観が民衆の間では、いまだに根強かったのである。

こうした状況に変化が見られたのは19世紀の末期のことであった。明治も後半、1890年代に入ると、わが国には、明治初期に掲げられた「殖産興業」「富国強兵」のスローガンを現実的な政策課題として追求しうる基盤が形成されはじめた。日清戦争(1894-95年)前後を契機に、わが国の社会・経済的諸条件は変化を見せ始める。対外戦争勝利による国家・国民意識の昂揚、資本主義的産業(軽工業)の勃興、都市化の進展などである。こうした変化は、政府に、基礎的な学力、日本人としての国民意識と道徳的行動原理、健全な身体を備えた国民の育成の必要を再認識させた。一方、国民の間でも、天皇の国家統治権を定めた大日本帝国憲法の制定(1889年)や翌年の教育勅語の発布によって強調されるようになった国家主義的教育に対して、これを積極的に受入れる態度が形成され、国民の教育熱もしだいに高まっていった(国立教育研究所、1974、226-227頁)。

こうした傾向は女子教育にも反映された。女子就学の低迷を打開するために、文部省は、1893年、文部省訓令「女子就学並裁縫教員に関する件」を通達した。「普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク、且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ・・・今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ、女子ノ為其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス、裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナル故ニ、地方ノ実情ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加ヘルヲ要ス」。将来の家庭教育における女子の影響力を考慮して女子就学の

奨励を重視するとともに、国民からの要望が強かった裁縫を女子児童のための教科に加えることを推進した。さらに、小学校においても、男女別の学級編成を原則とすることが強化されていった。さらに、いくつかの県では、民間有志の慈善事業として、就学を阻害（猶予・免除）された子守女兒（自家における弟妹の世話、あるいは他家での子守奉公）を対象に、小学校に付設した特別プログラムで補償教育の機会を与える試みが出現する。これらは、「子守学校」「子守学級」「子守教習所」などの名で呼ばれた。やがて、地方当局の認知や資金支援を得て、学校教育に準ずるセミ・フォーマルな形での組織化が進む。放課後などに空き教室を利用して、当該校の教員がボランティアで指導にあたった。後になると政府は、その学習成果を試験により検定して、これを正規の学歴と同等のものとする措置を採用した。実際に子守学校に通う女兒の数は多くはなかったが、その社会的影響力は大きかった。下層階級出身の子守女子という就学にもっとも縁遠いと思われていた集団を対象に、困難な学習条件の中にもかかわらず、一定の教育効果を生み出すことができるということを社会全体および父母に、目に見える形で提示したからである。そのインパクトは、直接のターゲットとなった子守女兒をこえて、女子の就学全体を底上げするという波及的な効果をもたらしたと推定されるのである（斉藤、2010、54頁）。

図1 小学校就学率の推移と男女間格差の縮小（1894-1910年）



<出典>文部省『日本の成長と教育』昭和37年 180頁付表3から作成

図1は、明治期後半における小学校への就学率の推移を示したものである。女子の就学率は、1896年においても50%に到達していなかった。しかしながら、これ以降、女子の就学は、飛躍的と呼ぶほどの急激な成長を遂げることになる。次の10年間に、その就学率は、50.86%から94.84%にまで急上昇している。日露戦争（1904-05年）の頃には、男子の就学率は97%とほぼ完全普及に近づき、女子就学も90%をこえている。1907年には、懸案であった義務教育の年限延長が決定され、翌1908年から尋常小学校六年間の義務就学が導入された。それにもかかわらず、就学率は低下することなく安定的に上昇しており、またこの時期になるとは、就学の男女間格差もほとんどみられな

くなっている。

### 3. 女子中等教育をめぐる理念の競合

女子の中等教育は、小学校レベルよりもさらに混乱と低迷状態にあった。1881年、文部省は、中学校教則大綱を制定して中学校の目的と性格を次のように規定した。「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」。中人、すなわち中流層以上のための中等完成教育と高等教育準備教育の二重の目的を担うことが明確化された。ここでは、特に女子の中等教育に関する規定は設けられていなかった。というより、女子のための中等教育という観念そのものが欠落していた。なぜなら、当時の社会状況を考えれば、中流階級以上の家庭、すなわち良家の若い娘が、家の外に出て職業に就く、職業婦人となることなど想定外であり、まして女子が高等教育に進学する可能性はほとんど存在していなかったからである。

初等教育レベル以後の女子教育をめぐるには、さまざまな目的、理念を掲げた教育機関が出現してきていた。一つには、キリスト教系のミッション・スクールであった。日本が諸外国と外交・貿易関係を再開するとともに、しだいに多くの宣教師も来日するようになる。宣教師たちは布教活動に従事するとともに、その活動の一環として、彼らの居留地である東京築地、横浜、神戸等に女学校を設置し、女子教育に進出していった。ミッション系女学校では、聖書を中心とした宗教教育が行われるとともに、英語教育・外国文学、洋楽器演奏（ピアノやバイオリン）、ダンス、唱歌等わが国にはなかった斬新な教育が行われた。明治初期の文明開化志向の中で、ミッション系の女学校は、欧化志向の上流階層の人気をあつめ、一定数の女子生徒を集めていた。しかしながら、ともすると、その新奇な風俗が世間の耳目を集めたミッション系学校の女子学生に対しては、「西欧かぶれ」「虚栄的で軽薄」という批判的な評判もつきまどっていた（稲垣、2007、166頁、210頁）。

文明開化、西欧化を志向する一方で、キリスト教の浸透に警戒心を緩めなかった政府は、1872年、わが国で最初の官立の東京女学校を設立した。それは、キリスト教的要素を抜いた英語教育を重視し、その他にかなり広い範囲の程度の高い普通教育を提供するものであった（唐沢、1979、20頁）。

一方では、漢学を重視しながら、和歌、裁縫、絵画、琴曲、生け花など教育課程に組み入れた「上流奥様養成所」（唐沢、1979、24頁）を目指す跡見女学校（1875年設立）のような学校も出現した。さらに別のタイプの女学校として、1888年、共立女子職業学校が設立された。これは手芸・裁縫の教育を中心とする私立学校であり、女子の生活能力を高め、同時に、道徳性の向上を高める教養を授けることを目指していた（日本女子大学、1967、58頁）。

このように、さまざまなタイプの女子中等教育機関の出現がみられたが、その量的な普及はきわめて限られたものであった。教育政策上での優先順位でも女子中等教育は低いものと位置づけられていた。なぜなら、女子中等教育の社会的効用を主張することは困難であったからである。中流階層以上の女子の子弟の雇用機会が事実上存在しなかった時代、女子中等学校の卒業生は、そのほとんどが直ちに結婚生活に入ることになる。伝統型であれ、西欧型であれ、彼女らが女学校で身につけた教養や家政技能の成果は、本人およびその婚家で活かされるのみであった。そうした個別的な私的利益のために、公費を使って女子中等教育を普及することは限られた貴重な資源の浪費であるという主張も強かった（小山、2008、189頁）。事実、東京女学校は政府経費削減のため一時廃止され、また独自に公立女学校を設立した府県はきわめて限られていた。女子中等教育の対象は、その

費用を負担しうる都市部の中産階級以上の良家の子女に限られていた。

#### 4. 良妻賢母思想の出現と量的拡張

明治後半期、日本の産業の発展はめざましく、軽工業（製糸、紡績）の発展に加えて日露戦争後には製鉄、造船などの重工業も発展しつつあった。賃金労働者が増加し、また都市部では比較的高学歴で、事務・サービス・販売関係業務に従事する新中間層、いわゆる「サラリーマン」も多くなっていた。伝統的な家族制度にも変化が生じていた。家父長制が揺らぎはじめ、夫婦とその未婚の子どもから構成される核家族も急速に増えていた。1920年の国勢調査では、核家族の比率はすでに全世帯の50%を超えていた。上流階層に見られてきた妻以外に妾を囲う慣習はしだいに批判されるようになり、1989年の民法により一夫一婦制が明確に確立された。こうした日本をとりまく社会状況の変化は、社会の求める女性像、女性の役割にも変化をもたらしていた。しだいに、日本においても、「男子は仕事、女子は家事・育児」という性別役割分業が成立してきたのである。

このような状況の変化を受けて、新たな女子教育論の展開されることになる。女子中等教育が、より広範な社会的支持を獲得し、そして公的な財政支援を得ながら発展するためには、女子中等教育の理念が統一され、また、女子教育の利益は個々の家庭内にとどまるものではなく、男子教育の場合と同じように、社会的・国家的な利益につながるものであるという論理と認識が必要とされていた。このような論理を提供するものとして登場してきたのが、まさに「良妻賢母」論であった（小山、2008、234頁）。良妻賢母という言葉は、江戸期や明治初期には見られなかった新しい用語と概念である。その論の新しさは、男女の性別役割分業を前提にしていることであった。それは、家事を効果的に遂行し、内助を行う妻役割を遂行するとともに、もっぱら育児と子どもの教育に専念する母役割を強調していた。また、同時にそのことは、富国強兵の担い手として生産活動に従事し、また兵役に就く夫を支える内助を行い、また次世代の国民である子どもを育てるという重要な国家的・社会的役割を果たすものであるとして、女子中等教育への支援を正当化した。今日の教育経済学的な表現を用いるなら、女子中等教育への資本投資は、教育を受けた本人やその婚家を裨益（私的収益）するだけでなく、社会全体や国家にも広く波及的効果（社会的収益）をもたらすものであるという論理である。良妻賢母論は、多くの国民的な支持を得て、その後の女子中等教育の発展を支える公的かつ支配的理念となるにいたる。公立の女子中等教育機関の設立の気運が盛り上がってきた。

1899年、日本の戦前期の中等教育制度を確立する重要な改革が導入された。すなわち、「中学校令」の改正により、尋常中学校を中学校と改称し、修業年限を5年と定めた。各県に1校以上の中学校設置を義務づける。中学校の収容力は大幅に拡張される。第二に、「高等女学校令」が公布される。高等女学校令は、高等女学校を明確な独立の学校カテゴリーとして認定し、法的地位を明確にするとともに、その教育内容の高度化をはかるものであった。入学資格を中学校と同じく高等小学校2年修了に引き上げ、修業年限4年を原則とした。各県に設置を義務づけるとともに、市町村立および私立の高等女学校の設立も設置も認可した。そして、第三に、「実業学校令」が公布された。実業学校を独自の中等教育機関として正式に位置付ける。日清戦争の後の近代工業の発展、産業革命の進展による実業教育の拡充要求に対応するものであった。ここに、男子普通教育（中学校）、女子普通教育（高等女学校）、職業技術教育という三系統から構成される中等教育制度の基本構造が確立された。

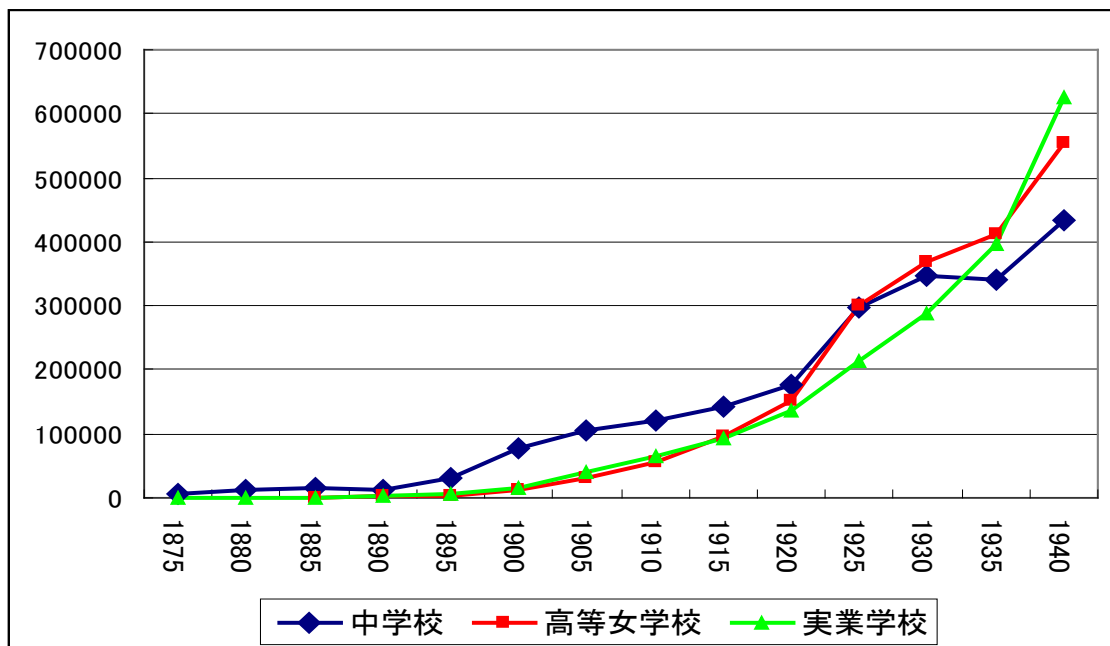


「高等女学校令」を制定した当時の樺山文相は、制定の理由を次のように述べた。「健全ナル中等社会ハ独リ男子ノ教育ヲ以テ養成シ得ヘキモノニアラス、賢母良妻ト相俟チテ善ク其家ヲ齋ヘ始メテ以テ社会ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ヘシ」、高等女学校では「賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニ在リ、故ニ優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養スルト俱ニ、中人以上ノ生活ニ必須ナル學術技芸ヲ知得セシメルコトヲ要ス」（深谷、1998、154 頁）。高等女学校令の制定とともに、良妻賢母主義が国家公認の女子教育理念の地位を獲得するに至ったのである。良妻賢母の育成という明瞭簡潔な用語で、中等女子教育の目的、理念を宣言することによって、国民的合意を形成しつつ、女子中等教育の制度化、定着、量的拡張への道が開かれてゆくことになる。

1910年には、高等女学校令が改正され、従来の高等女学校に加えて、新たに「実務的良妻賢母の養成」をめざす実科高等女学校を設置することが可能とされた。この場合、実科とは家政を意味し、家事・裁縫科のような家政に関する学科目に全授業時間数の半数以上を充てた。実科高等女学校は、しばしば高等小学校に併設され、女子の中等教育を大都会から地方都市へと拡大させるのに貢献した（国立教育研究所、1974、1126-28 頁）。

図2は、20世紀前半における中等教育諸学校の生徒数の推移を示したものである。1920年以降、中学校に在籍する生徒数は急速に増加するが、一方で、実科高等女学校を含めた高等女学校の女子生徒数はそれを上回るスピードで増加し、1925年には中学校生徒数と並び、やがてそれを追い抜いた。

図2 戦前期における中等教育諸学校の生徒数の推移



<出典>文部科学省編（2001）わが国の教育統計 明治・大正・昭和・平成 5-6 頁

実業学校には、工業学校、農業学校、水産学校、商業学校、商船学校があった。実業学校令が制定された当初は、これらの学校への女子の就学はほとんど想定されていなかった。しかし、特に日露戦争後の日本の産業革命が進展する中で、軽工業部門で働く女子に対する需要が増加し、また、看護婦、店員、事務員、電話交換手、タイピスト、速記者、婦人製図手、製糸教婦など工員以外の職種に採用される女性がふえはじめた。これにともない実業学校においても女子の在籍者がしだい

に増えてゆく。良妻賢母という女性像に基本的な転換をせまることはなかったが、大正期以降、女子の職業進出、社会的活動への参加は確実に増大した。実業学校への女子の進学が増加したのみならず、高等女学校を卒業した後、女子を受け入れた高等教育機関である専門学校に進学する女子学生も増加していった。

明治末には、私立女子専門学校は8校（女子英学塾、青山女学院、日本女子大学校、帝国女子専門学校、神戸女学院専門部、東京女子神学専門学校、東京女子医学専門学校、同志社女子専門部）のみであったが、大正期には、聖心女子学院高等専門学校、東京女子大学、京都女子専門学校、大阪府女子専門学校、宮城県女子専門学校、実践女学校専門部、梅花女子専門学校、日本女子体育専門学校、東京女子歯科医学専門学校、福岡県立女子専門学校など県立女子専門学校を含めて19校が設置された。明治末期、毎年五百人に満たない卒業生であったものが、昭和の初期には四千人に近い卒業生を出すようになってきている（日本女子大学、1975、36頁）。

## 5. 大正期の女子教育論争

20世紀の20～30年代の教育政策の方針を審議した政府の臨時教育会議（1917-19年）では、女子教育論も取り上げられた。時代の変化を受けて、良妻賢母教育を見直すか否かの議論が行われた。会議の審議では、女子教育推進論者である日本女子大学校長の成瀬仁蔵が女子大学設立案を提起し、女子のための高等教育機関設置に賛同する声も聞かれた。しかし、会議での議論の大勢は、「女子が高等教育を受けるようになれば、健康を損ねたり、結婚をさけたり、結婚を遅らせたりするようになる。こうしたことは、女子の死亡率を高め、人口の増加を妨げ、日本民族の興亡にかかわっている」（山川健次郎、東京帝大総長）という反対意見に押し切られた。

1918年10月に出された女子教育に関する答申では次のように述べられた。「女子教育ニ於テハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ、殊ニ国体ノ觀念ヲ鞏固ニシテ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ、一層体育ヲ励ミ勤勞ヲ尚フノ氣風ヲ振作シ、虚榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ、以テ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ与フルニ主力ヲ注クコト」。「女子ハ自ラ忠良ノ国民足ルヘキノミナラス、又忠良ノ国民タルヘキ兒童ヲ育成スヘキ賢母タラサルヘカラス、故ニ女子教育ニ於テモ第一ニ国体ノ觀念ヲ鞏固ニシ、国民道徳ノ根底ヲ固クスルト共ニ家庭ノ主婦トシテ、又母トシテ其責務ヲ尽スニ足ルヘキ人格ヲ養成スルニ努ムヘシ」（教育制度発達史5巻、1938、352-353頁）。基本的に良妻賢母主義の理念は再確認され、さらに、それは、女子にあっても国体の觀念をいっそう強固なものとし、国家に奉仕する者としての役割を強調するものとなっている。女子の高等教育は時期尚早であり、高等女学校に高等科を設置する程度でこと足りると結論づけていた。

1920年、高等女学校令が改正された。高等女学校の普通課程の上に、2～3年の高等科、あるいは専攻科を置くことが可能とされた。高等科は、男子の高等学校に、専攻科は専門学校に準ずるものとされた。しかし、高等科を修了しても大学進学は認められず、また教育内容も中等教育の延長のような形で中途半端なものであり、魅力的なものとはならず、多くの進学者を集めるにはいたらなかった。女子生徒も社会も、高等女学校の専攻科や高等科を、専門学校および男子の高等学校と同等のものとはみなさなかった。

臨時教育会議答申の後にも、女子教育関係者は、女子教育振興のために、国会請願を繰り返し、全国連合女子教育大会等を開催し、(1)女子高等教育機関の設置促進、国立高等教育機関を女子に開放させる、(3)高等女学校を女子中学校と改称し、内容形式ともに男子中学校に比肩するようにする、



ことなどを要請していたが（日本女子大学、1975、16-17頁）、それらは実現を見るにはいたらなかった。また、1924年に普通選挙法が制定され、年齢25歳以上の男子に選挙権が与えられるが、婦人参政権は認められなかった。

女子の中等教育の発展において、きわめて重要な役割を果たした良妻賢母思想は、あくまで女性を家庭内の存在に押しとどめようとするものであり、その理念は同時に、専門的職業や社会活動に進出することを目指してより高度の教育を求めようとする女子にとっては、むしろそれをはばむ阻害的、抑圧的な桎梏と化していったことを意味する。かなりの程度での女子中等教育の発展、それとは対照的な女子高等教育の存在の希薄さという明確な対比は、戦前期の日本における女子教育をとりまくきわめて顕著な特色であった。

この後、昭和期に入っても、女子の中等教育は、高等女学校のみならず、実業学校においても在籍者を増加させていった。1935年ごろには、実業学校における女子生徒の比率は全体の20%を超えている（国立教育研究所、1973、百年史5、245頁）。こうした状況において、第二次世界大戦の直前の1940年、わが国の中等教育機関全体における生徒の数は、男子生徒約20万人にたいして、女子約16万人と実質的にかかなり接近したものとなっていた（文部省、1962、178-179頁）。

## 6. 戦後の女子教育政策の転換

第二次世界大戦での敗北後、教育制度にも大きな改革が行われた。連合国軍総司令部(GHQ)は、戦後日本の教育改革の全体構想を検討するために、米国に対して、教育専門家で構成される「米国教育使節団」の派遣を要請する。1946年3月に来日した調査団は、日本の教育の分析と調査を行い一連の勧告を含む報告書を提出した。戦後日本の教育制度の改革は、基本的にこの教育使節団の勧告を基礎として行われた。ただし、女子の中等・高等教育の改革構想は、教育使節団報告に先立って、すでに日本政府みずからの手で着手されていたことは注目されるべきである。

1945年12月4日、政府は「女子教育刷新要綱」を閣議諒解として採択した。それは「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントス」ものであった。当面の措置として、(1)女子ノ入学ヲ阻止スル規定ヲ改廃シ女子大学ノ創設並ニ大学ニ於ケル共学制ヲ実施ス、(2)現存スル女子専門学校、高等女学校高等科及専攻科中適当ナルモノハ其ノ教科ヲ高等学校高等科ト同等ノモノタラシムル、(3)高等女学校ノ教科ヲ中学校ト同程度ノモノトナス、(4)大学高等専門学校ノ講義ヲ女子ニ対シテ開放スル、等と定めていた（近代日本教育制度資料18巻、1956、506-507頁）。

文部省の『学制百年史』によれば、そこには次のような事情があった。1945年10月、新内閣の成立に際し、総司令部の発した指示の一つに婦人の解放と男女同権が含まれていた。政治面では12月に成立した新選挙法によって婦人参政権として実現されたが、それが教育面で実現されたのが同月に行われた上記の女子教育刷新要綱の閣議諒解であったという（文部省、1972、686頁）。いずれにせよ、臨時教育会議とそれ以降、女子教育関係者が悲願とし、陳情を繰り返してきた女子教育の抜本的改革の方針が、終戦後わずか4カ月後には日本政府によって認められたのである。

米国教育使節団報告書はこの政府方針を追認した。使節団報告書は、女子の高等教育に関して次のように記述していた。すなわち、「日本の青年男女は、その能力に基づいてあらゆるレベルの高度の学習に近づく自由をもつべきである。・・・男女平等が実際に真実となるためには、早い時期に女子にも男子と同様に健全且つ徹底した教育を保証するような措置が必要である。そうすれば、予備

的の学校での訓練のための良い下地のおかげで、彼女たちは、最高の大学に入学しようとするにあたって、男子とまったく同じ条件におかれることになるだろう」（同訳、114-115頁）。「高等教育機関で学ぶ自由は、今や高度の学習への準備ができるに至ったすべての女性に対して、即刻与えられるべきである」（同上、135頁）。

この使節団報告書に基づいて、戦前期の複線型の学校体系は、単線型の6-3-3-4制に転換され、また、高等教育をふくめたすべての学校段階での男女共学の原則が確立された。

## 7. 戦後における女子教育の普及

平塚益徳によれば、「戦後の日本教育の民主化の諸勢力の中で、最も輝かしい成果をあげたのは女子教育の分野である」という（平塚、1972、133頁）。新制中学校の義務化は、女子教育のレベルを一挙に高め、その後、新制高校への女子生徒の進学率の上昇は、男子のそれと同様、一般的予想を遥かに上まわって急増した。新制中学校は、旧制度からの移行経過措置もあり、1947年では、生徒は男子224万人、女子208万人と男女間に約16万人（3.7%）の差が見られたが、全学年の義務就学が完成した1949年には男女間の差は8千人あまりに縮小し、それ以降、男女間に有意な差は見られなくなった。

新制高等学校への進学率は、1950年に、男子48.0%、女子36.7%、全体42.5%で開始された。1958年には、男女とも半数以上のものが高校に進学しており、その格差も縮小していた（男子56.2%、女子51.1%）。1969年に女子の高校進学率は男子を上まわることとなる（男79.2%、女79.5%）。高等教育では、1949年に新しい大学制度がスタートした。帝国大学、官立単科大学、私立大学、高等師範学校、公立私立の専門学校など複線型、階層的な構造をもっていた戦前の高等教育機関は、四年制の新制大学に一本化された。原則として各県に一校の国立大学が設置されることとなった。こうして1949年、国立70校、公立8校、私立180校の四年制の新制大学が誕生した。高等教育機関も共学化されるとともに、女子の高等教育を促進するために、東京と奈良の東西二か所に国立女子大学を設置された。公立の専門学校の多くは、大学学部へと昇格し、各地の国立大学に編入されていた。

また、大学への昇格の準備が遅れた高等教育機関の救済措置として、これらの機関は「当分の間」、2年間の課程を提供する短期大学としてスタートすることが認められた。1950年、149校の短期大学が発足した。この短期大学は、当初の予想を裏切って急速な発展をみせることになった。なぜなら、新たに高等教育進学機会を認められとはいえ、卒業後の進路や就職機会に不安を持つ女子生徒やその親にとっては、進学が比較的容易で、在学コストも少なくてすむ短期大学は、そのニーズにふさわしい高等教育機関と見なされたからである。短期大学は女子高等教育の受け皿として人気を集め、その数を急速に増していった。短期大学は、職業教育系のものより、一般教養系や家政学を提供するものが多かった。

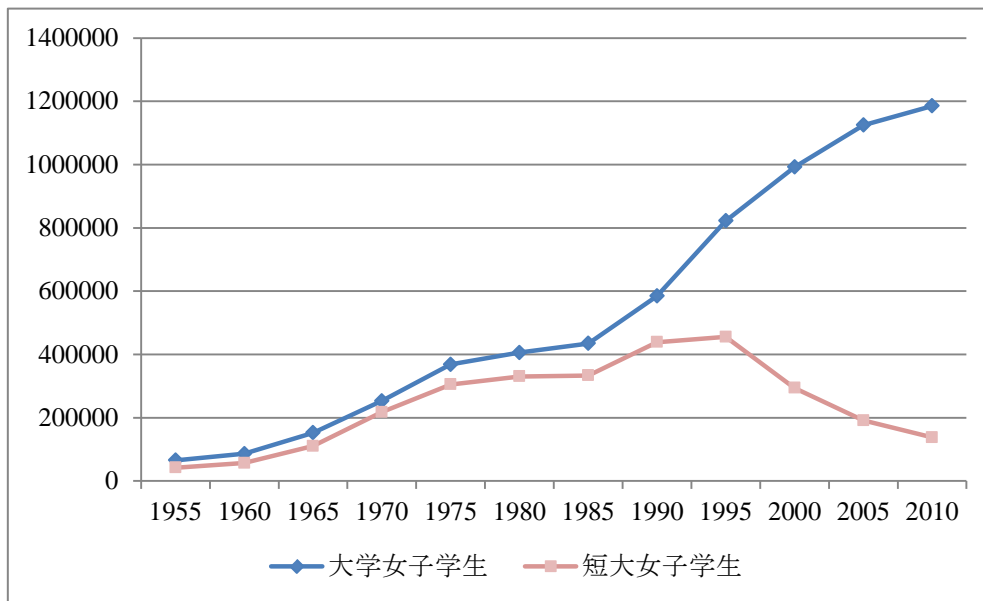
このような動向と実績に基づき、政府は、1964年に学校教育法の条文を一部改正し、暫定的措置とされていた短期大学を一つの独立した高等教育類型として認め、これを恒久的な制度とする政策転換を行った。短期大学における女子学生の比率は、1960年、1970年、1980年、1990年に、それぞれ67.5%、74.8%、82.7%、89.0%、91.5%と圧倒的多数を占めるようになってきた。

一方、四年制大学では、女子学生の比率は1975～1990年にはほぼ20%台で推移しており、男女間での格差が顕著にみられた。しかし、2000年に36.2%となり、2008年には40%を超え、女子生

徒の四年制大学進学志向の傾向は明白となっている。逆に、短期大学では人気の陰りが見られ、1996年の598校を頂点として、その数が減少に転じており、2010年には400校を割っている。

1986年に制定された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）は、雇用の場における性別による差別、さらに、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いを禁止し、女子の雇用条件の改善に寄与した。さらに介護休暇や育児休暇の制度も整備されつつある。こうした措置は、女子の高等教育進学をいっそう促進する役割を果たしてきたといえよう。図3は、大学と短期大学に在籍する女子学生の数の推移を示したものである。1995年頃を転換期として、女子学生の四年制大学進学志向がきわめて明瞭になってきたことが分かる。

図3 女子学生数の変化（四年制大学と短期大学）



<出典> 文部科学統計要覧 平成24年版 から作成

高校から大学と短期大学とを合わせた高等教育機関への進学率は、1960年代までは、男女間に格差がみられたが、1974年には男女ともに32.2%と同水準に到達し、それ以降は一貫して女子の進学率が男子を上回る。2011年、高等教育進学率は、男子51.9%、女子55.9%となっている。

## むすび

明治期末に出現したわが国特有の「良妻賢母主義」の理念は、女子の中等・高等教育の進展に、促進と抑制という両面的な影響を及ぼした。高等教育レベルでの格差の解消の課題は、第二次世界大戦後の教育改革以降にもちこされた。戦後の民主化の進展、機会均等の思想の普及、日本の社会・雇用構造の変化の中で、女子の後期中等教育及び高等教育の進学機会が急速に拡大を見せていった。少なくとも、進学機会というアクセスのレベルにおいて日本は、教育におけるジェンダー・ギャップの解消をほぼ達成したといえるだろう。各学校段階において、技術・家庭科で男女間に教育内容に相違を設けるべきか否か、男女共学が普遍的になった今日、国公立の女子大学の存続の意義はどこにあるか、あるいは、高等教育において女子学生が特定の学部や学科（文学、教育、薬学、家政、

看護・福祉、語学等)に集中する現象等々、女子教育に関する議論は続いている。しかしながら、近年の、いわゆるリケジョ＝理工系女子学生人気論の高まりや、いくつかの大学の工学部が女子学生の比率を増やすことに意識的に取り組む姿勢を見せていることから推測するなら、学部間での女子学生比率の極端な偏在も是正される方向にあるといえるかもしれない。ちなみに、東京大学工学部では学部学生2,156人中、女子学生は226人であり(2015年)、女子学生比率が最も高い群馬大学工学部では女子学生が2割を占めているという。防衛大学校や東京商船大学(現東京海洋大学)、神戸商船大学(現神戸大学海事科学部)といったかつての男子校でさえ女子学生の存在はもはやめずらしいものではなくなっている。

注) 「三従」父の家にありては父に従い、夫の家にゆきては夫に従い、夫死しては子に従う。「七去」父母にしたがはざるは、子なければ、淫なれば、嫉めば、悪疾あれば、多言なれば、盗みすれば、の七つの悪しきことが夫より離縁される理由となるとされていた(『和俗童子訓』)。

### 【参考文献】

- 石川謙(1960)『寺子屋——庶民教育機関』至文堂
- 稲垣恭子(2007)『女学校と女学生』中央公論新社
- 貝原益軒 石川謙校訂(1961)『養生訓・和俗童子訓』岩波文庫
- 海後宗臣監修(1971)『日本近代教育史事典』平凡社
- 唐沢富太郎(1979)『女子学生の歴史』木耳社
- 菅野琴・西村幹子・長岡智恵寿子 編著(2012)『ジェンダーと国際教育開発』福村出版
- 教育史編纂会(1964)『明治以降教育制度発達史』教育資料調査会
- 近代日本教育制度史料編纂会 編(1956)『近代日本教育制度史料』大日本雄弁会講談社
- 高等女学校研究会編(1990)『高等女学校の研究』大空社
- 国立教育政策研究所(1974)『日本近代教育百年史 4 学校教育(2)』
- 国立教育政策研究所(1974)『日本近代教育百年史 5 学校教育(3)』
- 小山静子(1991)『良妻賢母という規範』勁草書房
- 小山静子(2008)「教育の近代化とジェンダー」辻本雅史編『教育の社会史』放送大学教育振興会 183-193 頁
- 斉藤泰雄(2001)「基礎教育の開発十年間の成果と課題: ジョムティエンからダカールへ」江原裕美編『開発と教育』新評論 301-320 頁
- 斉藤泰雄(2010)「初等義務教育制度の確立と女子の就学奨励」『国際教育協力論集』(広島大学)第13巻第1号 41-55 頁
- 日本女子大学女子教育研究所編(1967)『明治の女子教育』国土社
- 日本女子大学女子教育研究所編(1975)『大正の女子教育』国土社
- 日本女子大学女子教育研究所編(1984)『昭和前期の女子教育』国土社
- 橋本紀子(1992)『男女共学制の史的研究』大月書店
- 平塚益徳(1972)「女子教育」文部時報第1145号<教育百年のあゆみ> 124-135 頁
- 深谷昌志(1998)『良妻賢母主義の教育』黎明書房
- 三好信浩(2000)『日本の女性と産業教育: 近代産業社会における女性の役割』東信堂
- 民主教育協会(1961)『女子の高等教育と職業および家庭の問題』民主教育協会
- 村井実 訳(1979)『アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫

文部省（1962）『日本の成長と教育』帝国地方行政学会

文部省（1973）『学制百年史』ぎょうせい

文部科学省（2012）『文部科学統計要覧』平成24年版 日経印刷

（受理日：平成26年3月24日）